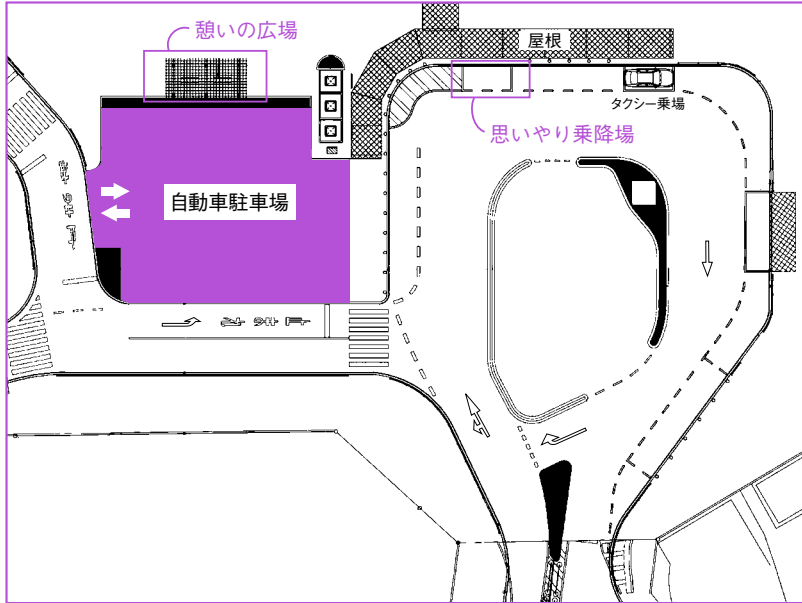




鶴瀬駅  
西口

## 鶴瀬駅西口駅前広場が生まれ変わりました

問合せ／交通・管理課 ☎408(自動車駐車場について) 鶴瀬駅西口整備事務所 ☎049-252-2171



駐車台数／普通自動車 16台(うち身体障がい者用1台)  
二輪車 3台(自動二輪車、原動機付自転車)  
※駅前広場の歩道に、自転車は置かないでください。

鶴瀬駅西口駅前広場改修に伴い、車いすの方や高齢者の方などにとって利用しやすい思いやり乗降場、屋根、にぎわいのある駅前として憩いの広場、自動車駐車場を設置しました。

**自動車駐車場の内容**  
利用開始日／5月20日(水)(予定)  
利用料金／最初の30分まで無料、以後30分ごと普通自動車200円、二輪車100円  
利用時間／終日(年中無休)

**駐車方式**  
「普通自動車」フラップ式(車両が所定の駐車位置に駐車すると自動的に車両下のフラップが上昇するタイプ)  
「二輪車」チェーン式(チェーンを二輪車のハンドルなどに回してロックするタイプ)  
精算方式／後払い(出庫の際、精算機で精算をお願いします。30分以内の駐車でもフラップが上昇しますので、精算機での精算をお願いします)

生活  
相談

## 5月1日「生活サポートセンター☆ふじみ」オープン

～皆さんの自立した暮らしをサポートします～

生活や仕事  
などでお困りの方に

相談無料 秘密厳守

こんなことで困っていませんか？

健康



生活



お金



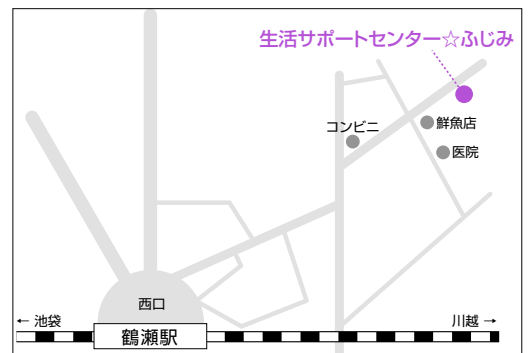
仕事



専門のスタッフがあなたの悩みに寄り添って、  
どうしたらよいか、一緒に考えていきます。  
お気軽にご相談ください。



**生活サポートセンター☆ふじみ**  
生活や仕事などでお困りの方に、専門職員がお話を伺い、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。  
時間／月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
場所／鶴瀬西2-4-19  
問い合わせ／  
☎049-265-6200  
☎049-265-6213  
FAX 049-265-6213



意見  
交換会

## タウンミーティングを開催します

～市長とまちづくり・地域づくりについて意見交換しませんか～

問合せ／政策企画課 ☎238

小学校区	日時	会場
つるせ台小学校区	5月12日(火) 午後7時～9時	鶴瀬西交流センター ※手話通訳あり
水谷東小学校区	5月14日(木) 午後7時～9時	水谷東公民館 ※手話通訳あり
諏訪小学校区	5月16日(土) 午後7時～9時	市民福祉活動センター ぱれっと
水谷小学校区	5月19日(火) 午後7時～9時	水谷小学校 体育館
関沢小学校区・針ヶ谷小学校区 (西みずほ台針ヶ谷地区)	5月21日(木) 午後7時～9時	みずほ台コミュニティ センター
みずほ台小学校区	5月24日(日) 午後2時～4時	みずほ台小学校 体育館
勝瀬小学校区	5月26日(火) 午後7時～9時	勝瀬小学校 体育館 ※手話通訳あり
ふじみ野小学校区	5月28日(木) 午後7時～9時	ふじみ野交流センター
鶴瀬小学校区	5月30日(土) 午後2時～4時	鶴瀬コミュニティセンター
南畑小学校区	5月30日(土) 午後7時～9時	南畑公民館

市では、市民の皆さんから市政運営などについて直接ご意見をいただき、施策への反映や市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催します。

今年度は統一的なテーマを市が決めて開催するのではなく、町会を中心とした各小学校区エリアで地域の課題などを提案していただくなど、生括圏に密着したタウンミーティングを開催します。



どなたでも自由に参加できますので、ぜひお越しください。

意見  
募集

## パブリックコメントを実施します

～富士見市いじめ防止基本方針(案)について～

問合せ／学校教育課 ☎623



平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、10月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が示されました。

市では、いじめは学校だけの問題ではなく、市民一人ひとりが総力をあげて、いじめ問題に取り組むことが重要と考え、富士見市いじめ防止条例を平成27年3月に制定し、4月から施行しました。

さらに、富士見市いじめ防止条例を基に、市、学校、保護者、市民が力を結集し緊密な連携を図り、いじめの防止などの対策を推進するため、富士見市いじめ防止基本方針を策定することとしました。

この基本方針(案)について、市民の皆さんから意見を募集します。

**募集期間**／5月11日(月)～6月10日(水)

**意見の提出方法**／パブリックコメント記入用紙に記入し、

郵送、ファックスまたは直接提出してください。

※市ホームページからも用紙の入手と意見の提出ができました。

**基本方針(案)の閲覧および用紙の配布**／市役所1階「市政情報コーナー」、学校教育課、子育て支援課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、中央図書館、図書館

鶴瀬西分館、市ホームページ

**意見の提出先**／

● 郵送・持参  
〒354-0021  
鶴馬1873-1  
富士見市教育委員会学校教育課

● FAX 049-255-9635

● 市ホームページの専用フォームをご利用ください。

**【注意】**  
意見提出の際は、住所・氏名などの記入が必要です。住所・氏名などは公表しませんが、匿名での意見は受け付けません。また、いただいたご意見に個別の回答は行いませんが、検討を終えたときは、ご意見の内容およびこれに対する市の検討結果とその理由を公表します。



町会長

正副町会長が新たに委嘱されました

問合せ／協働推進課 ☎256

地域と行政を結ぶ町会長・副町会長が、4月1日新たに委嘱されました。任期は平成29年3月31日までの2年間です。

町会長・副町会長の主な仕事

- ①町会内住民から市への要望などの取りまとめや連絡
- ②市から市民への連絡や情報の伝達
- ③町会内の円滑な運営のための連絡調整
- ④市および公的機関が発行する回覧文書などの取りまとめ、配布
- ⑤日本赤十字社社員増強運動(社資募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費、交通災害共済の取りまとめなど
- ⑥統計調査員・選挙事務協力員・母子保健推進員などの各種委員の推薦
- ⑦防犯大会・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンへの参加など

このほか、行政や関係機関が主催する各種事業への協力および参加をしています。

災害への備え、援護を必要とする方の見守りなど、住みよい地域づくりを支える役割を担う地域のリーダーとして、町会長・副町会長の活躍が期待されます。

町会名	町会長	副町会長
山室町会	小林 繁和	小島 正敏
前谷町会	伊藤 恵一郎	
諏訪1丁目町会	太田 勝美	上杉 邦彦
諏訪2丁目町会	金井 清	板垣 義一
鶴馬1丁目町会	森田 正一	川尻 清三
渡戸東町会	三上 聡雄	栗原 実
渡戸3丁目町会	清野 善雄	西村 孝治
羽沢1丁目町会	世羅 陽一郎	清水 紀男
羽沢2丁目町会	榊原 一資	関本 忠男
羽沢3丁目町会	遠藤 義輝	星野 晃
上沢1丁目町会	池田 清	酒井 勝見
上沢2丁目町会	飛田和 照美	熊谷 信行
上沢3丁目町会	鈴木 裕	清田 正志
勝瀬町会	押田 一	内田 幸治
勝瀬西町会	成田 了恵	横山 一夫
シティヴェールふじみ野町会	井上 祥夫	折笠 一夫
アイムふじみ野町会	田井 真	稲橋 慎太郎
鶴瀬東1丁目町会	兵藤 芳正	押田 英機
鶴瀬東2丁目北町会	松本 美信	長谷 勝海
鶴瀬東2丁目南町会	飛田和 勇夫	浅井 孝
鶴瀬西1丁目二葉町会	秋元 茂利	富田 佳孝
鶴瀬西1丁目西町会	南雲 進	服部 正英
鶴瀬西2丁目西町会	笠原 敬一	瓜生 容子
鶴瀬西2丁目南町会	小泉 汪	大矢 奈苗
鶴瀬西2丁目北町会	川添 生治	杉山 勝己
鶴瀬西2丁目米町会	砂塚 昌夫	川村 富晴
鶴瀬西3丁目東町会	古賀 正信	田中 紀彦
鶴瀬西3丁目西町会	山本 昇一	中村 和夫

町会名	町会長	副町会長
鶴馬関沢町会	星野 次男	正東 三男
打越町会	新村 稔	島倉 巖
関沢2丁目東町会	秋内 清	関根 孝治
関沢2丁目旭町会	簗戸 長生	
関沢3丁目東町会	上平 重朝	渡邊 秀雄
関沢3丁目西町会	長坂 靖夫	保田 侑雄
西みずほ台1丁目南町会	中村 章	山口 房雄
西みずほ台2丁目町会	三崎 茂	中江 努
西みずほ台3丁目町会	鈴木 せつ子	鳥羽 礼子
東みずほ台1丁目町会	大原 仁	大久保 吉博
東みずほ台2丁目町会	二瓶 章	細谷 悦透
東みずほ台3・4丁目町会	岡村 文夫	吉田 廣子
水谷第1町会	阿由葉 勝	田中 成一
水谷第2町会	戸塚 正義	新井 義三
水谷第3町会	大久保 勇次	米山 隆二
水谷第7町会	三星 忠男	
針ヶ谷1丁目町会	小澤 実	高崎 幸雄
針ヶ谷2丁目町会	横山 博	寺澤 勇
水谷東1丁目町会	増田 雄治	加藤 公司
水谷東2丁目町会	松島 義昭	安井 肇
水谷東3丁目町会	清水 実	萩原 賢一
榎町町会	秋吉 正雄	石田 克己
南畑第1町会	齊藤 調悦	新井 利治
南畑第2町会	深野 富雄	坂間 明夫
南畑第3町会	高野 敏行	岡田 勇
南畑第4町会	渡井 善治	吉川 福治
南畑第5町会	橋本 二郎	谷澤 五雄

(敬称略)

市議会

**市議会からのお知らせ**

～市議会議長・副議長を選出および第2回定例会～

問合せ／議会事務局 ☎165

市議会議長・副議長を選出

3月23日の富士見市議会定例会で、議長に津波信子氏が、副議長に尾崎孝好氏が選出されました。

議長 津波 信子氏



所属会派：公明党  
当選回数：4回

副議長 尾崎 孝好氏



所属会派：21・未来クラブ  
当選回数：2回

市議会第2回(6月)定例会のお知らせ

第2回(6月)定例会は、6月2日(火)開会予定です。また、定例会で審議する請願・陳情は、5月18日(月)正午までに提出してください。詳しくはお問い合わせください。

国保 後期高齢

**国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ**

問合せ／保険年金課 健康保険係 ☎320(国民健康保険) 老人医療係 ☎321(後期高齢者医療)

6月からスタート！  
国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査



雇用先で労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した方は、その結果を保険年金課へ持参してください。

※40～74歳の方で未受診の方には、勧奨通知の送付や電話でのご案内、受診状況の確認をさせていただく場合があります。

健診の結果、生活習慣の改善が必要と思われる方には後日、特定保健指導のご案内が届きますので、ぜひ有効活用してください。

健康保険組合など社会保険に加入している方へ

加入している社会保険を通じて特定健診を受診してください。詳しくは、ご加入の保険者へお問い合わせください。

健康のため、人間ドックを定期的に受けましょう

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

対象／受診日に30歳以上で、納期到来分の国保税・後期高齢保険料を完納している方

費用／自己負担額7千550円(検査料3万4千452円のうち2万6千900円を補助)

申込み／保険年金課で受診票と問診票の交付を受け、市内の指定医療機関で予約し受診してください。

※後期高齢者医療被保険者の方も同様です。

※人間ドックの指定医療機関は市ホームページで見ることができます。

40歳以上の方へ

人間ドックの受診は、特定健康診査を兼ねますので、特定健康診査を受ける必要はありません(後期高齢者医療も同様)。

なお、特定保健指導を受けている方は、指導終了後に、特定健康診査または人間ドックを受診してください。

「特定健診」と「がん検診」同時に受診できます！

がん検診について詳しくは、今月号の折込みをご覧ください。健康増進センター(☎049-251-3771)にお問い合わせください。



国保

国保税の課税限度額および軽減基準額の変更について

問合せ／保険年金課 国保税係 ☎316

区分	改正前 26年度	改正後 27年度
医療費給付分	47万円	51万円
後期高齢者支援金等分	12万円	14万円
介護納付金分	9万円	12万円
合計	68万円	77万円

**国保税の課税限度額が上がり  
ます**

国民健康保険は、加入者の皆さんが納めた国保税や、国県からの負担金などを財源に運営されています。しかし、加入者の高齢化や医療費の増加などにより、市の一般会計から財政支援を受けているのが実情です。

このため、平成20年度から据え置いていた国保税の課税限度額を、平成27年度から表1のとおり改正します。加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	
	26年度	27年度
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円 + {24.5万円 × (世帯主含む被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下	33万円 + { <b>26万円</b> × (世帯主含む被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下
2割	33万円 + {45万円 × (世帯主含む被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下	33万円 + { <b>47万円</b> × (世帯主含む被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方のことです。

**軽減基準額が変わります**

被保険者および世帯主の所得の合計額が一定以下の場合、国保税の一部が軽減される制度があります。この対象となるかを判定する計算式が、平成27年度から左表のとおり変更となります。

軽減を受けるには、世帯全員の所得申告が必要です。所得の有無に関わらず、必ず申告してください。

軽自動車税

軽自動車税の減免制度

～申請期限 5月25日(月)、納付前に申請を～

問合せ／税務課 諸税係 ☎348

申請期限／5月25日(月)

申請方法／

次のものを持参し、税務課で申請をしてください。

- ・障害者手帳など（障がい者等の減免の方）
- ・生活保護受給証明書（生活扶助の方）
- ・平成27年度軽自動車税納税通知書
- ・印鑑
- ・運転免許証
- ・車検証の写し
- ・そのほか要件を満たすために必要な書類

※手帳をお持ちの方と車の所有者が別住所の場合は、健康保険証など同一生計であることが確認できるものも必要です。

**注意／納付してしまうと対象になりません。**

**障がい者等の減免**

対象／身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療の受給者証（精神通院医療に限る）をお持ちで、障がいの程度が一定以上の方※手帳をお持ちの方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳をお持ちの方のために専ら運転する場合や身体障がい者などのみで構成される世帯の方が所有する車を常時介護する方が運転する場合も対象

になります。

軽自動車などと普通自動車の両方をお持ちの方は、いずれか1台のみ減免の対象になります。

※生活扶助を受けている方の減免

対象／生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が、所有または使用する軽自動車など

昨年年度減免を受けた方には、ご自宅に申請書を郵送します。

## 住宅改修

### 「住」み続け「宅」なる住宅改修 (住宅リフォーム)助成制度

問合せ／産業振興課 ☎383

- 市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者により個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。
- 対象者**／次のすべての要件に該当する方
- ① 市内に住民登録のある方
  - ② 市税の滞納がない方
  - ③ 平成23～26年度に本制度による補助を受けていない方
- 対象住宅**／申請者が所有し、居住している市内の住宅
- 対象工事**／次のすべての要件に該当すること
- ① 市内に事業所を有する施工業者が行う工事
  - ② 工事費が20万円以上（消費税を除く）で、工事および工事費の支払いが平成28年3月31日までに完了すること（建物全体の内外装の修理、修繕に関する工事、床面積の変更を伴わない増築などが対象）
  - ③ 工事の対象箇所が本市のほかの助成制度などの対象となっていないこと
- 補助金額**／対象工事費の5％に相当する金額（千円未満切捨て、上限10万円）
- 申込み／随時受付



※予算がなくなり次第終了  
申請用紙の配布／産業振興課で随時配布します。市ホームページからも入手できます。

**注意** 交付決定前に工事の着工をしてしまうと助成対象となりません。必ず交付決定後に工事を始めてください。

## 環境

### 団体などによる「クリーン作戦」をサポート

問合せ／環境課 ☎247

- 町会や市内各団体による自主的なクリーン作戦（地域での清掃活動）を行う場合、ごみ袋の配布やごみの収集量に応じた回収作業など、年間を通してサポートしています。
- 「クリーン作戦」を行う場合は、活動日の一週間前までに環境課で申請手続きをお願いします。
- ※ごみ袋の配布やごみの回収を希望される場合は、申請手続きの際にお申し出ください。



## 人事

### 人事異動（4月1日付）

問合せ／職員課 ☎217

- 市長部局**
- 【副部長級】** 総務部長事務代理 大熊経夫▽市民生活部長事務代理 松田豊▽市民生活部副部長兼市民課長事務取扱 永瀬昭次▽まちづくり推進部副部長兼まちづくり推進課長事務取扱 細田幸雄▽建設部副部長兼建築指導課長事務取扱 柴崎照隆
- 【課長級】** 総務課長 新山司▽職員課長 古屋勝敏▽情報システム課長 大森重治▽管財課長 斉藤寛▽契約検査課長 本多忠嗣▽協働推進課長 古寺優一▽安心安全課長
- 【副部長級】** 総務課長 小久保由明
- 【副部長級】** 監査委員事務局 長 清水和夫
- 教育委員会**
- 【部長級】** 教育部長 山口武士▽理事 友光範之
- 【副部長級】** 副部長兼生涯学習課長事務取扱 木村久志
- 【課長級】** 教育政策課長 林みどり▽鶴瀬公民館長兼南畑公民館長 佐藤博信▽水子貝塚資料館長兼難波田城資料館長事務取扱 加藤秀之
- 退職（3月31日付）**
- 【部長級】** 丸山晴雄 高橋博須澤隆 今井寛（県教委へ）
- 【副部長級】** 中島勇一 高橋正則
- 【課長級】** 谷口教樹 神木健次 川崎正則（県へ） 坂間道夫

## 環境

### 「富士見市をきれいにする日」へのご協力をお願いします

問合せ／環境課 ☎242

- 清潔で美しいまちの実現に向けて、市内一斉清掃「富士見市をきれいにする日」を実施します。市民の皆さんは、自宅周辺のごみ拾いなど簡単な清掃活動にご協力ください。一人ひとりの小さな活動で、まちをきれいにしましょう。
- 今年度は5月31日(日)と11月29日(日)に行います。
- ※活動時間や雨天時の活動は、それぞれの判断でお願いします。集めたごみは、分別して、いつもの収集日の朝にお出しください。



### 上下水道

#### 上下水道に異常があるときに 5・6月の当番店

問合せ／水道課 ☎0525 下水道課 ☎0427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生した時は、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください（修理代自己負担）。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。  
※マンション・アパートなどは、管理者へ連絡してください。

5月				6月			
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	金	（有）齊藤水道工業所	049-251-1363	1	月	（有）吉見水道	049-251-8387
2	土			2	火	（株）藤島工業所	049-262-2928
3	祝	（有）秋山設備	049-251-5794	3	水		
4	祝			4	木	（有）秋山設備	049-251-5794
5	祝	（株）三栄工業	049-251-0719	5	金	（有）松崎工業所	049-251-3961
6	振			6	土		
7	木	（有）高野水道工業所	049-251-3937	7	日		
8	金			8	月	（有）高野水道工業所	049-251-3937
9	土	（株）協和工業	049-252-2188	9	火		
10	日			10	水	（有）齊藤水道工業所	049-251-1363
11	月	（有）岡部ポンプ店	049-251-5418	11	木	（有）細谷管工	049-251-1479
12	火			12	金		
13	水	（有）三枝鉄工所	049-254-2036	13	土	（有）岡部ポンプ店	049-251-5418
14	木			14	日		
15	金	（有）神保水道	049-253-3515	15	月		
16	土			16	火	（有）富田設備工業所	049-251-1046
17	日	（有）富田設備工業所	049-251-1046	17	水		
18	月			18	木	（株）協和工業	049-252-2188
19	火	（有）細谷管工	049-251-1479	19	金		
20	水			20	土	（有）神保水道	049-253-3515
21	木	（有）武井設備	049-258-3525	21	日		
22	金			22	月	岩田工業所	048-472-1026
23	土	（有）篠田設備	049-252-0858	23	火		
24	日			24	水	（有）武井設備	049-258-3525
25	月	岩田工業所	048-472-1026	25	木		
26	火			26	金	（有）篠田設備	049-252-0858
27	水	（株）三栄工業	049-251-0719	27	土		
28	木			28	日	（株）三栄工業	049-251-0719
29	金	（有）中川建設	049-261-0574	29	月		
30	土			30	火	（有）中川建設	049-261-0574
31	日	（有）吉見水道	049-251-8387				

管工事業協同組合事務所  
☎049-255-5611（月～金曜午前9時～午後4時）

### 市役所

#### 市役所の土曜開庁と業務時間延長

問合せ／市役所 ☎049-251-2711

土曜開庁／5月2日（土）午前8時30分～午後0時30分  
業務時間延長／毎週木曜（祝日を除く）午後7時まで

開庁場所／市役所本庁舎1階

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課・子育て支援課・保育課

※開庁課の主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 太陽光発電

#### 太陽光発電システムの設置助成

問合せ／環境課 ☎0242

住宅用太陽光発電システムを設置する方に予算の範囲内で住宅用太陽光発電システム設置奨励金を交付します。  
**対象**／次のすべての要件に該当する方  
・市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した方または設置してある市内の新築住宅を購入し居住している方で、当該地に住民登録のある方  
・市税などの滞納がない方  
・電力会社と系統連結に伴う電力供給契約を自ら締結している方で、電力供給契約日が平成27年2月1日から平成28

年1月31日までの方  
・当該奨励金の交付を過去に受けたことがない方  
**交付対象となる太陽光発電システム**／次のすべての要件に該当すること  
・太陽電池容量が1kw以上かつ10kw未満のもの  
・太陽光発電システムは、未使用のもので、住宅の屋根などへの設置に適しているもの  
・システムを設置した住宅が新築のときは、住宅および敷地などに建築基準法、都市計画法などの関係法令に違反がないこと

**奨励金の交付額**／システム1式当たり5万円（1世帯1式のみ）  
**申請手続き**／申請書類（環境課で配布。市ホームページからも入手可）に必要な書類を添えて環境課へご提出ください（郵送不可）。  
※代理人による提出も可能ですが委任状が必要です。  
**受付期間**／6月1日～平成28年2月12日  
※受付期間を過ぎると奨励金の申請ができなくなります。  
**交付決定**／申請書を審査し、平成28年3月に交付決定を行います。

### 西出張所

#### 西出張所の業務時間延長

問合せ／西出張所 ☎049-252-2331

西出張所（鶴瀬駅西口サンライトマンション1階）では、毎月最終木曜（祝日を除く）に窓口業務時間を延長しています。

**実施日時**／5月28日（木）午後8時まで

※主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。